

北海道網走養護学校 寄宿舍入舎規定及び入舎基準・退舎基準

令和7年8月21日

本規定は、本校寄宿舍の入舎及び退舎に関する手続き、基準等を定めるものである。**(なお、R7年度時点の既存舎生に関しては、新基準の移行期間としてR10年度までは猶予期間とし、この限りではない)**

1 寄宿舍の目的

通学困難な児童生徒の学校教育を保障するとともに、生活習慣や社会性を養う。

2 入舎期間

原則1年とする。(年度終了と同時に退舎となる)

3 入舎日及び退舎日

入舎日及び退舎日は、次の通りとする。

- (1)入舎日:始業式の日を原則とし、小・中・高の入学生は入学式の日とする。
- (2)退舎日:修了式の日を原則とし、小・中・高の卒業生は卒業式の日とする。

4 入舎対象者

寄宿舍への入舎を希望(承知)し、寄宿舍での支援を通して安全に過ごすことができる児童生徒のうち、以下に該当する者とする。以下の優先順位に沿って段階的に検討を行う。

優先順位	入舎希望の理由	判断基準
1	A 通学保障	【継続的な登校が困難な状況】 1 児童生徒居住地が遠隔地にある 2 居住地より公共交通機関でのアクセスが困難である 3 自家用車を所有していない 4 保護者及び親権代行者が疾病等の理由で送迎が困難である
2	B その他校長が特に必要性を認める場合 ※寄宿舍収容定員を満たしていない状況で入舎可能	【上記のいずれにも該当しないが、個別理由及び児童生徒の実態等を踏まえ検討し、入舎が適切であると判断される場合】 ① ご家庭からの申し出(入舎の希望理由)に基づいて個別に審議する ② 寄宿舍に入舎したい理由が明確であり、その理由と児童生徒の実態等を考慮したときに妥当である。

5 入舎判断基準

A 通学保障のための入舎

○以下の状況に該当する児童生徒については、原則、希望者全員を受入れることとする。

① 居住地が遠隔のため、継続登校が困難な児童生徒

【遠距離による通学困難の目安】

・本校と居住地の距離が**17km以上**である。※美幌町等の遠方区域を考慮

○遠距離による通学困難以外にも、以下のような特別な事情があり、安定的な登校に支障を来している児童生徒については、原則、希望者全員を受入れることとする。

- ② 居住地より公共交通機関でのアクセスが困難な児童生徒
- ③ 自家用車を所有していない
- ④ 保護者及び親権代行者が疾病等の理由で送迎が困難

B その他校長が特に必要性を認める場合

- 1 ご家庭からの申し出(入舎の希望理由)に基づき、個別の審議、承認(学校長による)の対象とする。
- ② 寄宿舍に入舎したい理由が明確であり、その理由と児童生徒の実態等を考慮したときに妥当である場合、入舎を認める。

※「A 通学保障のための入舎」に該当する児童生徒を受け入れた上で、なお寄宿舍収容定員を満たしていない状況で入舎可能とする。

○個別審議、承認された場合の利用形態については以下を考慮し、委員会等で検討した上で決定する。

・原則として継続した宿泊利用を前提とする が、利用頻度や最低利用日数、期間は個々の実態に合わせて柔軟に基準を設け、検討する。

- ・下校から夕食までといった福祉サービスの代替のような部分的な利用は原則認めない。ただし、児童生徒の実態に応じて委員会が必要と判断した場合には、期間限定(最大でも半年間)の配慮として部分利用を認める可能性はある。

入舎制限

○以下のいずれかに該当する場合は、入舎を制限する。

- ①医療的ケアが日常的に必要な児童生徒
- ②自傷・他害その他の行為により本人や周囲に危険が伴ったり、集団生活が成り立たなかったりする状態の児童生徒
- ③夜間の救急対応が常時必要な児童生徒
- ④宿泊を伴う利用を予定していない児童生徒

6 退舎判断基準

○以下のような場合は退舎の基準となる。

- ①卒業・転出・退学する場合(学年修了の場合は「退舎願」は不要とする)
- ②入舎基準を満たさなくなった場合
- ③寄宿舍生活の秩序を乱し、他の寄宿舍生に悪影響を及ぼす恐れがある場合、または著しく情緒の安定を欠き集団生活を乱す状態が長期間続く場合
※必要に応じて支援会議等を行い、適切な支援や環境改善に努める。
- ④児童生徒の健康状態が変わって、看護師の勤務時間外に医療的ケアの実施が必要となった場合
- ⑤宿泊を伴う寄宿舍の利用が、**入舎から9月まで(実質半年間)**全くなかった場合
- ⑥帰省・帰舎や病気等による緊急時に、保護者が対応できなくなった場合

○原則として年度途中の退舎は認めないが、特別な理由がある場合に限り校長が許可する。

7 入退舎の検討・決定にあたっての留意点

下記に留意の上、関係者とともに丁寧に入退舎の決定を行う。

- 「教育相談」や「入舎説明会」等を基に把握した児童生徒の意思や実態、地域の福祉サービスの状況、家庭での様子などの情報を総合的に検討し判断する。
- 保護者懇談等を通して**入退舎については1年ごとに見直す**こととし、特に宿泊を伴う利用に至っていない舎生については、**10月**に実施される後期の保護者懇談の中で利用状況の振り返りを行い、次年度の適正利用または退舎の検討を行う。

8 入退舎決定に至るプロセス(概要)

時 期	詳細 と 留意点
8月中旬	・学校ホームページに公開された「寄宿舍入舎規定及び入舎基準・退舎基準」および「入舎フロー」の資料を確認する。
9月中旬頃(在校生) ※2月頃(次年度新入生)	・次年度入舎を希望する在校生は、学校から配付された「寄宿舍利用の希望確認」及び「入舎願(新規のみ)」に必要事項を記入し提出する。(申請) ・高等部受験生(中3)については、教育相談時に入舎希望の有無を学校に伝える。高等部受検願書提出時及び入学者選考検査面接時に入舎希望の申請および確認をする。 ・次年度新転入生については、教育相談時に入舎希望の有無を学校に伝える。「一日入学・入舎説明会(2月実施)」の事前配付資料に同封された「寄宿舍利用の希望確認」及び「入舎願」に必要事項を記入し、当日に提出する。(申請)
10月頃	・在舎生(中3、高3以外)は、保護者懇談会の中で利用状況の振り返りを行い、次年度の適正な利用方法について検討する機会とする。また、入舎から9月(実質半年間)までに一度も宿泊実績がない場合は、退舎の判断も視野に入れる。
11月頃	・委員会等で「5 入舎判断基準」を基に検討する。
2月中旬～3月上旬頃	【入舎説明会】※「一日入学」と併せて実施 ○目的: ・寄宿舍に対する興味・関心を高め、入舎に向けての意欲を高める機会とする。 ・保護者にも寄宿舍の生活指導の様子を見学していただき、入舎までの準

	備や心構え等を話し合う機会とする。 ・入舎予定児童生徒の実態等について情報を収集する機会とする。 ○対象:次年度入舎を新規希望する児童生徒 ○留意点: ・人数が多ければ複数回に分けて実施することがある。 ・外部からの高等部新入生は、2月下旬に高等部入舎説明会を実施する(高等部入学者説明会と併せて実施する)。
3月上旬	・委員会で「5 入舎判断基準」を基に検討。
3月中旬頃	・選考結果を保護者宛に文書で通知する。この通知をもって、次年度の寄宿舍利用を正式に決定とする。
3月(年度末)	・学年修了や卒業に伴い、寄宿舍を退舎となる。
年度途中	・原則として年度途中の入舎は行わないが、緊急性が生じた場合や特別な事情がある場合に限り、検討委員会で審議し、校長の許可を得て途中入舎が認めることがある。 ・退舎についても、疾病や問題行動、長期の利用停止など、特定の理由がある場合に「退舎願」の提出と学校長の許可を必要とする。
4月(新学期開始時)～9月	・新年度の開始とともに、寄宿舍生活が始まる。新規入舎生には、必要に応じて集団生活に慣れるための期間を設け、最初は短時間の滞在から段階的に宿泊へと移行する。宿泊回数も個々の状況に合わせて柔軟に調整する。

〈お問い合わせ先〉

北海道網走養護学校 寄宿舍

寮務主任:松田 康宏

電話番号:0152-48-2235